

# 第26回北海道中学生バスケットボール学年別大会 平成19年度(2008年) 1年生函館大会要項

1.主 催 北海道ジュニアバスケットボール連盟 北海道バスケットボール協会

2.後 援 北海道教育委員会 (財)北海道体育協会  
北海道中学校体育連盟 函館市教育委員会

3.主 管 北海道ジュニアバスケットボール連盟  
函館地区ジュニアバスケットボール連盟

4.期 日 平成20(2008)年3月29日(土)~3月30日(日)

5.開 催 地 函館市 会場:函館市民体育館・北斗市総合体育館  
函館白百合学園中学高等学校  
函館市立湯川中学校・函館市立深堀中学校

## 6.実施要項

### (1) 参加チーム数

- ・各地区ジュニア連盟より選抜された学年別・男女の種別それぞれ1チーム
- ・12チームに満たない種別については、開催地から補充する。  
(参加しない地区は早急にジュニア連盟事務局に連絡すること)

### (2) 競技方法

- ・予選リーグ、同位戦トーナメント式優勝戦  
(但し、参加チーム数によって変更することもある)

### (3) 日 程

- ・29日(土) 9:00 予選リーグ  
19:00 代表者会議(会場:函館市民体育館)
- ・30日(日) 9:00 同位戦トーナメント

### (4) 参加資格

- ・本年度北海道ジュニアバスケットボール連盟に加入登録済みのチームの選手、単一学年で各地区ジュニア連盟において選抜された日本協会登録選手で構成するチームであること。
- ・各地区の中学校に在籍する生徒で、当該中学校長あるいはクラブ責任者が出場を認めた生徒であること。
- ・参加生徒の引率責任者、コーチ、アシスタントコーチ及びマネージャーは各地区ジュニア連盟が認めたものとする。

### (5) 登録人数

- ・1チームの引率責任者、コーチ、アシスタントコーチ、マネージャー各1名と選手15名以内の合計19名とする。
- ・帯同審判員が1チーム1名以上所属している事とする。当連盟HPに掲載されている帯同審判記載データに必要事項を入力し下記アドレスに送信すること。なお、2名以上の場合も同様にその審判員も入力し送信すること。

### (6) 組み合わせ

- ・北海道ジュニアバスケットボール連盟常任理事会の責任組み合わせとする。

- (7) 競技規則
- ・ 1試合で登録メンバーの10名以上を必ず出場させなければならない。(選手は最大3クォーターまでの出場とする)
  - ・ その他は日本バスケットボール協会競技規則2007年度ルールとする。
- (8) ユニフォーム
- ・ 選抜なので、各中学校を代表しているという意識付けからも、各中学校のユニフォームとする。(濃・淡両方のユニフォーム)
  - ・ なお、番号は各チームで調整し、番号が4番からの連続になるようにすること。
- (9) 参加料
- ・ 1チーム 20,000円
  - ・ 郵便局(ゆうちょ銀行)においてある振り込み用紙に必要事項を記入し、申込締め切り日までに振り込むこと。  
(口座:ゆうちょ銀行 番号02740-8-29180 北海道ジュニアバスケットボール連盟)
- (10) 申し込み方法及び締め切り
- ・ 当連盟HPに掲載されている申込書データに必要事項を入力し、下記アドレスに送信すること。
- 方法に関する詳細はHP参照のこと。
- 上記6の(1)のように、不参加の種別がある場合は大会準備の日程上、地区協会事務局と中学校連絡責任者が連絡を取り、早急にジュニア連盟事務局に申し出ること。
- ・ 平成20年2月15日(金)必着のごと。記載事項の不備、参加料の未納は無効とみなし、受け付けない。

〒004-0882 札幌市清田区平岡公園東9丁目11-1  
 札幌市立平岡緑中学校 内  
 Hokkaido\_jrb@yaho.co.jp (申し込みアドレス)  
 第26回北海道中学校バスケットボール学年別大会 事務局  
 秀島 起也 宛

- (11) 表彰
- ・ チーム表彰 男女とも3位まで表彰する。
  - ・ 個人表彰 男女とも、ベスト5と勝利監督賞を表彰する。
- (12) 代表者会議
- ・ 3月29日(土) 19:00 ~ 場所:函館市民体育館  
 TEL(0138)57-3141

大会についての連絡先

1年生担当  
 〒041-1111 亀田郡七飯町字本町515-1  
 七飯町立七飯中学校内 岩井 祐巳  
 TEL(0138)-65-2211 FAX(0138)-65-1348

個人情報の個人名・学年・身長・学校名については、今大会のプログラムおよび大会運営上の目的以外には使用しません。

**北海道ジュニアバスケットボール連盟**